

令和6年1月吉日

お客様各位

道南うみ街信用金庫

「きゃっする」フリーローン契約規程等の改定について

平素は当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和6年1月4日より、「きゃっする」フリーローン（信金ギャランティ株式会社保証付）の契約規程等を改定いたします。

なお、改定後の規程等につきましては、改定前からお取引いただいておりますお客様に対しましても適用されますので予めご了承ください。

記

1. 改定を行う契約規程等
 - (1) ローン契約規程
 - (2) 保証委託約款

2. 主な改定事項
 - (1) 期限の利益喪失条件の変更
 - (2) 民法改正に合わせた表現方法の変更

※ 詳細は次頁以降の新旧対照表をご参照ください。

3. 改定日
令和6年1月4日（木）

以上

ローン契約規程 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 | 備考 |
|---|--|-----------------------------------|
| <p>第1条(借入金の受領方法)～第4条(利率の変更) (略)</p> <p>(期限前の全額返済義務)</p> <p>第5条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第2条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申出があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p>⑥ <u>借主に相続の開始があったとき。</u></p> <p>以下略</p> | <p>第1条(借入金受領方法)～第4条(利率の変更) (同左)</p> <p>(期限前の全額返済義務)</p> <p>第5条 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金庫からの通知、催告等がなくてもこの契約による債務全額について期限の利益を失い、第2条の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。</p> <p>① 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。</p> <p>② 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申出があったとき、あるいは申立予定であることを金庫が知ったとき。</p> <p>③ 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④ 預金その他金庫に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。</p> <p>⑤ 借主が住所変更の届出を怠るなどの借主の責めに帰すべき事由によって行方不明となり、金庫から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>以下略</p> | <p>第5条第1項⑥(相続開始による期限の利益喪失)を削除</p> |

保証委託約款 新旧対照表

| 改定前 | 改定後 | 備考 |
|---|--|--|
| <p>第1条(委託の範囲)～第5条(求償権) (略)</p> <p>(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても意義ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>④ <u>相続の開始があったとき。</u></p> <p>⑤ 弁護士仲介または調停等の申立による債権整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑥ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑦ 原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑧ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>以下略</p> | <p>第1条(委託の範囲)～第5条(求償権) (同左)</p> <p>(求償権の事前行使)</p> <p>第6条 私が次の各号のいずれかに該当した場合、私は、第4条による代位弁済前であっても、残債務の全部または一部について求償権を行使されても意義ありません。</p> <p>① 金庫または貴社に対する債務の一つでも履行を怠ったとき。</p> <p>② 保全処分、強制執行、競売の申立、破産手続開始の申立、または民事再生手続開始の申立があったとき。</p> <p>③ 租税公課の滞納処分、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>④ 弁護士仲介または調停等の申立による債権整理の事実が発生したとき。</p> <p>⑤ 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって、貴社に私の所在が不明となったとき。</p> <p>⑥ 原契約または本契約の条項に違反したとき。</p> <p>⑦ その他債権保全のため貴社が必要と認めたとき。</p> <p>以下略</p> | <p>ローン契約規程第5条第1項⑥(相続の開始による期限の利益喪失)の削除に合わせて削除</p> |